

平成29年度版

就学・修学・就職のための
給付・貸付・減免制度等の概要

利用者みなさまへ

この冊子では、子どもの学びを支える資金に関わる各種制度をご紹介します。

○この冊子ではおもに県が関わっている制度をご紹介します。

それぞれの制度の詳しい内容は、「お問い合わせ先」でご確認いただけます。

○この冊子でご紹介している以外にも、各市町村や私立学校、民間等で独自の制度がある場合があります。他の制度については、それぞれの取扱機関にご確認ください。

平成29年4月1日現在
島根県教育委員会
人権同和教育課

《 目 次 》

【小学校・中学校等に通う人を対象】—————1

1 就学援助費	1
2 私立中学校の授業料減免事業	1
3 特別支援教育就学奨励費(小・中学校)	2
4 特別支援教育就学奨励費(特別支援学校)	3
5 生活保護法による教育扶助費等	4
6 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金)	4

【中学校等を卒業した人を対象】—————6

7 高等学校等就学支援金	6
8 私立高等学校等の授業料減免事業	7
9 (公立)高等学校等奨学のための給付金	7
10 (私立)高等学校等奨学のための給付金	8
11 島根県高等学校定時制課程等修学奨励資金	9
12 高等学校定時制・通信制課程 教科書等給与費	10
13 特別支援教育就学奨励費(特別支援学校)	10
14 生活保護法による高等学校等就学費	11
15 生活保護法による技能修得費、就職支度費	12
16 生活福祉資金(教育支援資金)【(教育支援費・就学支度費)】	13
17 生活福祉資金【福祉資金(技能習得費・福祉費)】	14
18 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金)	15
19 母子父子寡婦福祉資金(修学資金・修業資金・就職支度資金)	16
20 島根県立高等技術校授業料減免	17
21 看護学生修学資金	18
22 島根県育英会高等学校等奨学資金	19

【高校等を卒業した人を対象】—————20

23	生活保護法による技能修得費、就職支度費	20
24	生活福祉資金(教育支援資金)【(教育支援費・就学支度費)】	20
25	生活福祉資金【福祉資金(技能習得費・福祉費)】	21
26	母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金)	22
27	母子父子寡婦福祉資金(修学資金・修業資金・就職支度資金)	23
28	島根県立高等技術校授業料減免	25
29	技能者育成資金融資	25
30	島根県立農林大学校奨学金	26
31	島根県立農林大学校授業料等減免	27
32	介護福祉士等修学資金	28
33	保育士修学資金	29
34	看護学生修学資金	29
35	島根県立松江高等看護学院・石見高等看護学院授業料等減免制度	30
36	医学生地域医療奨学金	31
37	日本学生支援機構・第一種奨学金	32
38	日本学生支援機構・第二種奨学金	33
39	日本学生支援機構・入学時特別増額貸与奨学金	33
40	島根県育英会奨学金	34
41	島根県育英会就学資金	35

【お住まいの市町村の福祉事務所】—————36

【小学校・中学校等に通う人を対象】

1 就学援助費

〔 給付 〕

◎対象

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者

※認定基準、援助の方法、援助対象経費及び援助額はいずれも市町村毎に異なります。

◎内容

◇対象経費は概ね以下のとおりです。

- ①学用品費(各教科、特別活動の学習に必要な学用品(実験実習材料を含む))
- ②修学旅行費
- ③通学用品費(通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等)
- ④校外活動費(校外活動に参加するために直接必要な交通費、及び見学料等)
- ⑤体育実技用具費(柔道着、剣道防具、スキー用具等)
- ⑥新入学児童生徒学用品費等(入学する人が通常必要とする学用品費等)
- ⑦クラブ活動費
- ⑧生徒会費(児童会費、学級費、クラス会費等)
- ⑨PTA会費
- ⑩医療費(う歯、中耳炎など)
- ⑪学校給食費

◎お問い合わせ先

◇各在学学校(小学校・中学校)

◇各市町村教育委員会

2 私立中学校の授業料減免事業

〔 授業料減免等 〕

◎概要

生徒の授業料を減免する事業を行っている学校法人に対する補助金

◎対象

◇対象学校 : 私立中学校

◇対象学年 : 全学年

◇申込要件 : 保護者等の失職・倒産等により家計が急変したこと

◎内容

- ◇授業料減免額(月額) 9,400円以内
- ◇採用方法 : 定期採用(※緊急採用あり)
- ◇他資金との併用可

◎お問い合わせ先

- ◇各在学中学校
- ◇島根県総務部(総務課私学・県立大学室)
松江市殿町1番地 TEL 0852-22-5018 FAX 0852-22-6168

3 特別支援教育就学奨励費(小・中学校)

[給付]

◎概要

特別支援学級に就学する、あるいは障がいのある児童生徒の保護者の負担能力の程度に応じて就学の経費を補助する

◎内容

◇対象経費は概ね以下のとおりです。

- 学校給食費
- 通学に要する交通費
- 職場実習に要する交通費
- 交流及び共同学習に要する交通費
- 修学旅行費
- 校外活動等参加費
- 学用品・通学用品購入費

※詳しい給付額等については各市町村教育委員会にお問い合わせください。

◎お問い合わせ先

- ◇各在学学校(小学校・中学校)
- ◇各市町村教育委員会
- ◇島根県教育委員会(学校企画課情報・運営グループ)
松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-6490 FAX 0852-22-5762

4 特別支援教育就学奨励費(特別支援学校)

[給付]

◎概要

特別支援教育学校に就学する児童生徒・保護者の負担能力の程度に応じて就学の経費を負担する

◎内容

◇対象経費は概ね以下のとおりです。

- ①教科用図書購入費 高等部 実費
- ②学校給食費 幼・小・中・高等部 実費
- ③交通費(通学費、付添費、帰省費、帰省付添費) 幼・小・中・高等部 実費
- ④寄宿舍居住に伴う経費(実費)

	幼稚部	小・中学部	高等部
食費	156,210円以内	148,850円以内	139,750円以内
日用品等購入費	138,980円以内		
寝具購入費	5,400円以内		

⑤修学旅行費(実費)

	小学部	中学部	高等部
<本人>	21,180円以内	56,670円以内	105,850円以内
<付添人>	33,110円以内	81,340円以内	152,930円以内

⑥学用品等購入費(実費)(新生生は別額)

幼稚部	小学部	中学部	高等部
8,520円以内	11,420円以内	22,320円以内	31,690円以内

⑦校外活動等参加費(実費)

	幼稚部	小学部	中学部	高等部
<本人>	1,570円以内	18,240円以内	24,210円以内	24,370円以内
<付添人>	2,350円以内	27,360円以内	36,310円以内	36,550円以内

※小・中学部の児童生徒の医療費は「就学援助費」から支給される場合があります。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校(盲・ろう・養護学校)

◇島根県教育委員会(特別支援教育課企画グループ)

松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-5420 FAX 0852-22-6231

(医療費について)保健体育課健康づくり推進室

松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-6145 FAX 0852-22-6767

5 生活保護法による教育扶助費等

〔 給付 〕

◎対象

小学校・中学校に入学又は在籍する人等がいる生活保護受給世帯で、実施機関が必要と認めた人

◎内容

◇教育扶助費

- 学用品等(月額)：小学生2,210円 中学生4,290円
- 教材代：正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額
- 学校給食費：保護者が負担すべき給食費の額
- 通学のための交通費：通学に必要な最小限度の額
- 学級費等(月額)：小学生670円以内 中学生750円以内
- 校外活動参加費(修学旅行を除く校外活動)：必要最小限度の額
- 学習支援費(月額)：学習参考書等(正規の教材費除く)の購入費及びクラブ活動に要する額 小学生 2,630円 中学生 4,450円

◇臨時的一般生活費

- 入学準備金：小学生40,600円 中学生47,400円

※修学旅行費・医療費が「就学援助費」から支給されます。「1 就学援助費」も参照してください。

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(地域福祉課生活保護グループ)

松江市殿町111番地 センチュリービル6階 TEL 0852-22-6525 FAX 0852-22-5448

6 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金)

〔 貸付・無利子 〕

◎概要：就学に必要な制服等の購入資金の貸付

◎対象

- ・母子家庭の母が扶養する児童・父子家庭の父が扶養する児童・父母のない児童
- ・寡婦が扶養している子(孫、曾孫等を含む)

◇対象学校：小・中学校(含む特別支援教育諸学校)、高校、高専、短大、大学、専修学校(高等課程・専門課程・一般課程)

◎内容

◇貸与限度額(一時金)

		自宅通学	自宅外通学
小学校		40,600円	
中学校		47,400円	
高校・高専	国公立	150,000円	160,000円
専修学校(一般・高等課程)	私立	410,000円	420,000円
短大・大学	国公立	370,000円	380,000円
専修学校(専門課程)	私立	580,000円	590,000円
修業施設		90,000円	100,000円

※予約による申請可能。入学後、4月末日まで受付。

※就学資金・修業資金と就学支度資金は併用することができます。

◇採用方法：指定校通知書を受け取った後から入学後の4月末日まで受付

◇連帯保証人について：連帯保証人は不要です。ただし、父母のない児童に対して貸付する場合は必要です。

◇返済期間：就学は20年以内、修業は5年以内

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(青少年家庭課母子福祉グループ)

松江市殿町111番地 センチュリービル4階 TEL 0852-22-6688 FAX 0852-22-6045

◇島根県健康福祉部(地域福祉課石見スタッフ)

浜田市片庭町254 TEL 0855-29-5543 FAX 0855-29-5547

【中学校等を卒業した人を対象】

7 高等学校等就学支援金

〔 授業料減免等 〕

◎概要

生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する。

◎対象

◇対象学校

- 高校(全日制・定時制・通信制)
- 高等専門学校
- 高校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校

◇対象学年 : 全学年

- ※高等専門学校は1～3学年
- ※定時制・通信制は4年以内

◇支給要件 : 親権者の市町村民税所得割額が30万4,200円未満の世帯

◎内容

◇申請期間

- 1年生は入学時の4月中に受給資格認定申請書、7月に収入状況届出書を提出。
- 2年生と3年生(定時制及び通信制は4年生も)は、7月に収入状況届出書を提出。

◇支給方法等

- 授業料額の範囲内で就学支援金が支給されます。
- 就学支援金は学校設置者が受け取り授業料に充てますので、実際に生徒や家庭がお金を受け取ることはありません。
- 私立高校や国立高等専門学校等ではそれぞれ授業料の額が定められています。就学支援金との差額等、詳細については各学校にお問い合わせください。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校の事務室

◇県立学校の場合 : 島根県教育委員会(学校企画課管理・支援グループ)

松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-5410 FAX 0852-22-5762

◇私立学校の場合 : 島根県総務部(総務課私学・県立大学室)

松江市殿町1番地 TEL 0852-22-5018 FAX 0852-22-6168

◇高等専門学校の場合 : 松江工業高等専門学校

松江市西生馬町14-4 TEL 0852-36-5111(代) FAX 0852-36-5119(代)

8 私立高等学校等の授業料減免事業

[授業料減免等]

◎概要

生徒の授業料を減免する事業を行っている学校法人に対する補助金

◎対象

- ◇対象学校 : 私立高校等
- ◇対象学年 : 全学年
- ◇申込要件 : 市町村民税所得割が非課税の世帯、または家計急変により所得割額が非課税相当となった世帯の生徒

◎内容

- ◇授業料減免額 : 就学支援金と授業料との差額分
- ◇採用方法 : 定期採用(※緊急採用あり)
- ◇他資金との併用 : 可

◎お問い合わせ先

- ◇各在学高校
- ◇島根県総務部(総務課私学・県立大学室)
松江市殿町1番地 TEL 0852-22-5018 FAX 0852-22-6168

9 (公立)高等学校等奨学のための給付金

[給付]

◎概要

特に教育費負担の大きい低所得者世帯に対して、授業料以外の教育費に充てるための給付金を支給することにより、高校生等の修学を支援する。

◎対象

- ◇対象学校
 - 高校(全日制・定時制・通信制) ※定時制・通信制は4年以内
 - 高等専門学校(1～3学年)
- ◇支給要件 : 親権者全員が市町村民税所得割額非課税である世帯(生活保護世帯を含む)
(保護者等が島根県内に住所を有する場合に限る)

◎内容

◇給付額

- ①生活保護受給世帯：年額32,300円
- ②第一子の高校生等がいる世帯：年額59,500円(通信制は36,500円)
- ③23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯：年額129,700円(通信制は36,500円)

◇保護者等が島根県以外に在住する場合

当該都道府県の制度に基づき、当該都道府県への申請となります。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇島根県教育委員会(学校企画課情報・運営グループ)

松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-6916 FAX 0852-22-5762

10 (私立)高等学校等奨学のための給付金

[給付]

◎概要

特に教育費負担の大きい低所得者世帯に対して、授業料以外の教育費に充てるための給付金を支給することにより、高校生等の修学を支援する。

◎対象

- ◇対象学校：私立高校等
- ◇対象学年：全学年(定時制・通信制は4年以内)
- ◇支給要件：親権者全員が市町村民税所得割額非課税である世帯または、生活保護法の規定による生業扶助を受けている世帯(島根県内に住所を有する場合に限る)

◎内容

◇支給額

- ①生活保護受給世帯[全日制等・通信制] 年額 52,600円
- ②非課税世帯[全日制等](第1子) 年額 67,200円
- ③非課税世帯[全日制等](第2子以降) 年額 138,000円
- ④非課税世帯[通信制] 年額 38,100円

◇保護者等が島根県以外に在住する場合

当該都道府県の制度に基づき、当該都道府県への申請となります。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇島根県総務部(総務課私学・県立大学室)

松江市殿町1番地 TEL 0852-22-5017 FAX 0852-22-6168

11 島根県高等学校定時制課程等修学奨励資金

[貸付・無利子]

◎概要

島根県内の高校の定時制課程・通信制課程に在学し、経常的収入を得る職業に就いている人。ただし広域の通信制課程に在学する生徒については島根県内に住所を有する人。

◎対象

◇対象学校 : 高校(定時制、通信制)

◇対象学年 : 全学年

◇支給要件(所得) : 年間収入額が279万円以下

◎内容

◇採用方法 : 在学採用

◇貸与期間 : 貸与を受けた月数を通算して4年以内

◇奨学金(月額) : 14,000円

◇連帯保証人 : 2名(独立の生計を営む成年者)

◇返済期間

貸与取消しの事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月を経過後、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内(ただし、卒業した場合は返済免除)

◇他資金との併用

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金等との併用不可

◎お問い合わせ先

◇各在学高校

◇島根県教育委員会(学校企画課情報・運営グループ)

松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-6490 FAX 0852-22-5762

12 高等学校定時制・通信制課程 教科書等給与費

〔 給付 〕

◎対象

○県立高校の定時制・通信制課程に在学する有職生徒(※)で、通信制については一定の修得単位数等の基準を満たす人

※「有職生徒」とは、定職に就いている人及び1年間におおむね90日以上パート又はアルバイトに就いている人とする。

◎内容

◇県立高校の定時制・通信制課程の生徒に対する教科書等の無償給与

○定時制課程：教科書

○通信制課程：教科書・学習書

◇採用方法：定期

◎お問い合わせ先

◇各在学高校

◇島根県教育委員会(学校企画課情報・運営グループ)

松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-6490 FAX 0852-22-5762

13 特別支援教育就学奨励費(特別支援学校)

〔 給付 〕

◎概要

特別支援教育学校に就学する児童生徒・保護者の負担能力の程度に応じて就学の経費を負担する

◎内容

◇対象経費は概ね以下のとおりです。

①教科用図書購入費 高等部 実費

②学校給食費 幼・小・中・高等部 実費

③交通費(通学費、付添費、帰省費、帰省付添費) 幼・小・中・高等部 実費

④寄宿舎居住に伴う経費(実費)

	幼稚部	小・中学部	高等部
食費	156,210円以内	148,850円以内	139,750円以内
日用品等購入費	138,980円以内		
寝具購入費	5,400円以内		

⑤修学旅行費(実費)

	小学部	中学部	高等部
<本人>	21,180円以内	56,670円以内	105,850円以内
<付添人>	33,110円以内	81,340円以内	152,930円以内

⑥学用品等購入費(実費)(新入生は別額)

幼稚部	小学部	中学部	高等部
8,520円以内	11,420円以内	22,320円以内	31,690円以内

⑦校外活動等参加費(実費)

	幼稚部	小学部	中学部	高等部
<本人>	1,570円以内	18,240円以内	24,210円以内	24,370円以内
<付添人>	2,350円以内	27,360円以内	36,310円以内	36,550円以内

※小・中学部の児童生徒の医療費は「就学援助費」から支給される場合があります。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校(官・ろう・養護学校)

◇島根県教育委員会(特別支援教育課企画グループ)

松江市殿町1番地県庁分庁舎 TEL 0852-22-5420 FAX 0852-22-6231

(医療費について)保健体育課健康づくり推進室

松江市殿町1番地県庁分庁舎 TEL 0852-22-6145 FAX 0852-22-6767

14 生活保護法による高等学校等就学費

[給付]

◎対象

生活保護受給世帯で、高校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、実施機関が必要と認めた人

◇対象学校

- 高校(全日制・定時制・通信制)
- 高等専門学校
- 特別支援学校の高等部(別科を除く)
- 高校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校

◇対象学年 : 全学年

◎内容

◇対象費目

- 学用品等(月額) : 5,450円
- 教材代 : 正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額
- 入学料及び入学考査料 : 高校等が所在する都道府県の条例に定める額

○授業料

※高等専門学校就学中の4年生及び5年生の授業料(年額) : 297,000円以内

○通学のための交通費 : 通学に必要な最小限度の額

○学級費等(月額) : 1,670円以内

○入学準備金 : 63,200円以内

○学習支援費 : 学習参考書(正規の教材費を除く)の購入費及び課外のクラブ活動に要する額(月額)5,150円

◇採用方法 : 予約・随時

◇給付期間 : 原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定される

◇併用について : 特別支援学校の高等部については「特別支援教育就学奨励費」との併用はできません。

◎お問い合わせ先

◇市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(地域福祉課生活保護グループ)

松江市殿町111番地 センチュリービル6階 TEL 0852-22-6525 FAX 0852-22-5448

15 生活保護法による技能修得費、就職支度費

〔 給付 〕

◎対象

生活保護受給世帯で、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費を必要とする人又は就職の確定した人に対し、実施機関が必要と認めた人

◎内容

①技能修得費(技能を修得する経費) : 1年を限度として年間 78,000円以内

※状況によっては給付期間の延長または給付額の増額があります。詳しくはお問い合わせください。

②就職支度費(就職のため必要とする洋服類、履物等の購入費用) : 30,000円以内

※就職が確定した人が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り実費支給

◇採用方法 : 予約、随時採用

◎お問い合わせ先

◇市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(地域福祉課生活保護グループ)

松江市殿町111番地 センチュリービル6階 TEL 0852-22-6525 FAX 0852-22-5448

16 生活福祉資金(教育支援資金)【(教育支援費・就学支度費)】

[貸付・無利子]

◎対象

島根県内にお住まいの方で、必要な公的融資を他から受けることが困難であると認められる世帯です。

◇対象学校：高校(特別支援学校の高等部含む)、高専、短大、大学、専修学校(高等課程・専門課程)

◇対象学年：全学年

◇申込要件(所得)：世帯全員の収入が生活保護基準額の概ね1.7倍以下

◎内容

①教育支援費(月額)

高 校	35,000円以内	大 学	65,000円以内
高 専	60,000円以内	専修学校(高等課程)	35,000円以内
短 大	60,000円以内	専修学校(専門課程)	60,000円以内

※特に必要と認められる場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能。

②就学支度費：500,000円以内

※教育支援費と就学支度費は併用可

◇採用方法：予約、随時採用

◇連帯保証人について

- ・連帯保証人は原則不要です(世帯の状況により必要な場合もあります)。
- ・連帯借受人・連帯借受申込者が必要です(本人または生計中心者)。

◇返済期間：20年以内

◇他資金との併用

日本学生支援機構奨学金(第一種)、母子父子寡婦福祉資金、島根県育英会高等学校等奨学資金など、他の資金や制度が利用可能な世帯で、それらを最大限活用してもなお必要な資金が不足する場合などは、他の資金や制度との併用を認める場合があります。

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の社会福祉協議会

◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係

松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-32-5996 FAX 0852-21-0798

◇各在学学校

◇お住まいの地区の民生委員

17 生活福祉資金【福祉資金(技能習得費・福祉費)】

[貸付・無利子(有利子)]

◎対象

島根県内にお住まいの方で、他の公的資金からの借入を受けることが困難であると認められる世帯です。

◇申込要件(所得) : 世帯全員の収入が生活保護基準額の概ね1.7倍以下

◎内容

①技能修得費(就職に必要な技能習得に必要な経費)

○貸与限度額

貸付期間	貸与限度額
6ヶ月以内の場合	1,300,000円
1年程度の場合	2,200,000円
2年程度の場合	4,000,000円
3年以内の場合	5,800,000円

②福祉費(就職・技能習得等の支度に必要な経費) : 500,000円以内

※技能習得費と併用可

◇採用方法 : 予約、随時採用

◇連帯保証人及び貸付利子について

- ・連帯借受人・連帯借受申込者が必要です(本人または生計中心者)。
- ・連帯保証人は世帯の状況により必要な場合もあります。
- ・連帯保証人を立てない場合は年1.5%の利子がかかります。

◇返済期間 : 技能習得に必要な経費8年以内、支度費3年以内

◇他資金との併用

他の資金や制度が利用可能な世帯で、それらを最大限活用してもなお必要な資金が不足する場合は、他の資金や制度との併用を認める場合があります。

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の社会福祉協議会

◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係

松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-32-5996 FAX 0852-21-0798

◇各在学学校

◇お住まいの地区の民生委員

18 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金)

[貸付・無利子]

◎概要 : 就学に必要な制服等の購入資金の貸付

◎対象

- ・母子家庭の母が扶養する児童・父子家庭の父が扶養する児童・父母のない児童
- ・寡婦が扶養している子(孫、曾孫等を含む)

◇対象学校 : 小・中学校(含む特別支援教育諸学校)、高校、高専、短大、大学、専修学校(高等課程・専門課程・一般課程)

◎内容

◇貸与限度額(一時金)

		自宅通学	自宅外通学
小学校		40,600円	
中学校		47,400円	
高校・高専	国公立	150,000円	160,000円
専修学校(一般・高等課程)	私立	410,000円	420,000円
短大・大学	国公立	370,000円	380,000円
専修学校(専門課程)	私立	580,000円	590,000円
修業施設		90,000円	100,000円

※予約による申請可能。入学後、4月末日まで受付。

※就学資金・修業資金と就学支度資金は併用することができます。

◇採用方法 : 指定校通知書を受け取った後から入学後の4月末日まで受付

◇連帯保証人について : 連帯保証人は不要です。ただし、父母のない児童に対して貸付する場合は必要です。

◇返済期間 : 就学は20年以内、修業は5年以内

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(青少年家庭課母子福祉グループ)

松江市殿町111番地 センチュリービル4階 TEL 0852-22-6688 FAX 0852-22-6045

◇島根県健康福祉部(地域福祉課石見スタッフ)

浜田市片庭町254 TEL 0855-29-5543 FAX 0855-29-5547

19 母子父子寡婦福祉資金(修学資金・修業資金・就職支度資金)

[貸付・無利子]

◎対象

- ・修学・修業を希望する場合で配偶者のない女性又は男性が現に扶養している児童
- ・父母のない児童
- ・寡婦が扶養している子(孫、曾孫等を含む)

◇申込方法 : 予約、随時

◎内容

①修学資金

○概要 : 修学に必要な授業料等の資金の貸付け

- ・対象学校 : 高校(特別支援学校高等部を含む)、高専、短大、大学、専修学校(高等課程・専門課程・一般課程)
- ・対象学年 : 全学年

○内容

・貸与限度額(月額)

		自宅通学	自宅外通学
高校	国公立	27,000円	34,500円
	私立	45,000円	52,500円
高専	国公立	31,500円	33,750円
	私立	48,000円	52,500円
※4・5年生は別途加算あり			
短大	国公立	67,500円	76,500円
	私立	79,500円	90,000円
大学	国公立	67,500円	76,500円
	私立	81,000円	96,000円
専修学校(一般課程)		48,000円	

※就学資金と就学支度資金は併用することができます。

○返済期間 : 20年以内(専修学校一般課程5年以内)

②修業資金

○概要：修業に必要な授業料等の資金の貸付

- ・対象学校：厚生労働大臣が定める施設又はそれ以外の施設で教育を受ける場合
(例：理容師、美容師、栄養士、調理師、理学療法士などの養成施設)

○内容

- ・貸与限度額(月額)：68,000円
- ・自動車運転免許取得：460,000円以内
(高校3年生で、就労先で免許必要の場合等に限定)

○返済期間：6年以内

③就職支度資金

○概要：就職に必要な衣服等の購入資金の貸付

○内容

- ・貸与限度額(一時金)
 - ・就職に直接必要な被服、履物等の購入：100,000円
 - ・通勤用自動車等の購入：230,000円
- ※就職が内定であれば申請可能。4月末日まで受付。

○返済期間：6年以内

◇連帯保証人について：連帯保証人は不要。ただし、父母のない児童に対して貸付する場合は必要。

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(青少年家庭課母子福祉グループ)

松江市殿町111番地 センチュリービル4階 TEL 0852-22-6688 FAX 0852-22-6045

◇島根県健康福祉部(地域福祉課石見スタッフ)

浜田市片庭町254 TEL 0855-29-5543 FAX 0855-29-5547

20 島根県立高等技術校授業料減免

[授業料減免等]

◎対象

経済的理由等によって授業料及び寄宿舎使用料の納付が困難な人

◇対象学校：島根県立高等技術校

◎内容

- ①授業料・入校料：全額免除
- ②寄宿舎使用料：半額免除
- ◇採用方法：定期(被災等の場合は随時)

◎お問い合わせ先

◇各高等技術校

○島根県立東部高等技術校

出雲市長浜町3057-11 TEL 0853-28-2733 FAX 0853-28-2736

○島根県立西部高等技術校

益田市高津四丁目7-10 TEL 0856-22-2450 FAX 0856-22-2451

21 看護学生修学資金

[貸付・無利子]

◎対象

看護師養成施設(県外も含む)に在学する人で、卒業後看護職員として県内の医療施設等で所定の期間勤務する意志のある人(大学院については要項等参照のこと)

◎内容

◇貸与期間：正規修業年限内

◇貸与額(月額)

	国公立	民間立
准看護師養成施設		21,000円
保健師・助産師・看護師養成施設	32,000円	36,000円

◇採用方法：在学採用

◇返還免除

養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、直ちに県内の医療機関等(指定機関)において引き続き5年間看護職員の業務に従事した場合。

◇返還：上記「返還免除」の要件を満たさなかったとき等

◇貸与人数：(新規)40名程度

※H28年度より過疎地域・離島枠(新規)20名。ただし、大学の修士課程は対象外。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇島根県健康福祉部(医療政策課看護職員確保グループ)

松江市殿町128番地 県庁東庁舎 TEL 0852-22-6277 FAX 0852-22-6040

22 島根県育英会高等学校等奨学資金

〔貸付・無利子〕

◎対象

勉学する意欲がありながら、経済的な理由により修学することが困難な島根県出身の人。

◇対象学校

高校(特別支援学校高等部の本科含む)、高専(専攻科を除く)、専修学校(高等課程)

◇対象学年：全学年

◎内容

◇奨学金(月額)

	自宅通学	自宅外通学
国公立	18,000円	23,000円
私立	33,000円	38,000円

◇入学支度金：私立学校に入学する人(入学時1回のみ) 23,100円

◇採用方法：予約採用(中学校3年時)・予約緊急採用(中学校3年時)・在学採用・緊急採用

◇連帯保証人：1名(父母又はこれに代わる独立の生計を営む成年者)

◇保証人：1名(決定された年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立の生計を営む人)

◇返還期間：学校卒業後6ヵ月を経過した月から別に定める期間以内(貸与金額により異なる)

◇返還方法：月賦又は月賦と半年賦

◇返還免除：一部規定あり

◇他資金との併用：日本学生支援機構奨学金、母子父子寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金)、高等学校定時制課程等修学奨励資金、特別支援教育就学奨励費との併用不可

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇公益財団法人 島根県育英会

松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階 TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089

【高校等を卒業した人を対象】

23 生活保護法による技能修得費、就職支度費

〔 給付 〕

◎対象

生活保護受給世帯で、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費を必要とする人又は就職の確定した人に対し、実施機関が必要と認めた人

◎内容

①技能修得費(技能を修得する経費) : 1年を限度として年間 78,000円以内

※状況によっては給付期間の延長または給付額の増額があります。詳しくはお問い合わせください。

②就職支度費(就職のため必要とする洋服類、履物等の購入費用) : 30,000円以内

※就職が確定した人が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り実費支給

◇採用方法 : 予約、随時採用

◎お問い合わせ先

◇市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(地域福祉課生活保護グループ)

松江市殿町111番地 センチュリービル6階 TEL 0852-22-6525 FAX 0852-22-5448

24 生活福祉資金(教育支援資金)【(教育支援費・就学支度費)】

〔 貸付・無利子 〕

◎対象

島根県内にお住まいの方で、必要な公的融資を他から受けることが困難であると認められる世帯です。

◇対象学校 : 高校(特別支援学校の高等部含む)、高専、短大、大学、専修学校(高等課程・専門課程)

◇対象学年 : 全学年

◇申込要件(所得) : 世帯全員の収入が生活保護基準額の概ね1.7倍以下

◎内容

①教育支援費(月額)

高 校	35,000円以内	大 学	65,000円以内
高 専	60,000円以内	専修学校(高等課程)	35,000円以内
短 大	60,000円以内	専修学校(専門課程)	60,000円以内

※特に必要と認められる場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能。

②就学支度費：500,000円以内

※教育支援費と就学支度費は併用可

◇採用方法：予約、随時採用

◇連帯保証人について

- ・連帯保証人は原則不要です(世帯の状況により必要な場合もあります)。
- ・連帯借受人・連帯借受申込者が必要です(本人または生計中心者)。

◇返済期間：20年以内

◇他資金との併用

日本学生支援機構奨学金(第一種)、母子父子寡婦福祉資金、島根県育英会高等学校等奨学資金など、他の資金や制度が利用可能な世帯で、それらを最大限活用してもなお必要な資金が不足する場合などは、他の資金や制度との併用を認める場合があります。

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の社会福祉協議会

◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係

松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-32-5996 FAX 0852-21-0798

◇各在学学校

◇お住まいの地区の民生委員

25 生活福祉資金【福祉資金(技能習得費・福祉費)】

[貸付・無利子(有利子)]

◎対象

島根県内にお住まいの方で、他の公的資金からの借入を受けることが困難であると認められる世帯です。

◇申込要件(所得)：世帯全員の収入が生活保護基準額の概ね1.7倍以下

◎内容

①技能修得費(就職に必要な技能習得に必要な経費)

○貸与限度額

貸付期間	貸与限度額
6ヶ月以内の場合	1,300,000円
1年程度の場合	2,200,000円
2年程度の場合	4,000,000円
3年以内の場合	5,800,000円

②福祉費(就職・技能習得等の支度に必要な経費) : 500,000円以内

※技能習得費と併用可

◇採用方法 : 予約、随時採用

◇連帯保証人及び貸付利率について

- ・連帯借受人・連帯借受申込者が必要です(本人または生計中心者)。
- ・連帯保証人は世帯の状況により必要な場合もあります。
- ・連帯保証人を立てない場合は年1.5%の利率がかかります。

◇返済期間 : 技能習得に必要な経費8年以内、支度費3年以内

◇他資金との併用

他の資金や制度が利用可能な世帯で、それらを最大限活用してもなお必要な資金が不足する場合は、他の資金や制度との併用を認める場合があります。

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の社会福祉協議会

◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係

松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-32-5996 FAX 0852-21-0798

◇各在学学校

◇お住まいの地区の民生委員

26 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金)

[貸付・無利子]

◎概要 : 就学に必要な制服等の購入資金の貸付

◎対象

- ・母子家庭の母が扶養する児童・父子家庭の父が扶養する児童・父母のない児童
- ・寡婦が扶養している子(孫、曾孫等を含む)

◇対象学校：小・中学校(含む特別支援教育諸学校)、高校、高専、短大、大学、専修学校(高等課程・専門課程・一般課程)

◎内容

◇貸与限度額(一時金)

		自宅通学	自宅外通学
小学校		40,600円	
中学校		47,400円	
高校・高専	国公立	150,000円	160,000円
専修学校(一般・高等課程)	私立	410,000円	420,000円
短大・大学	国公立	370,000円	380,000円
専修学校(専門課程)	私立	580,000円	590,000円
修業施設		90,000円	100,000円

※予約による申請可能。入学後、4月末日まで受付。

※就学資金・修業資金と就学支度資金は併用することができます。

◇採用方法：指定校通知書を受け取った後から入学後の4月末日まで受付

◇連帯保証人について：連帯保証人は不要です。ただし、父母のない児童に対して貸付する場合は必要です。

◇返済期間：就学は20年以内、修業は5年以内

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(青少年家庭課母子福祉グループ)

松江市殿町111番地 センチュリービル4階 TEL 0852-22-6688 FAX 0852-22-6045

◇島根県健康福祉部(地域福祉課石見スタッフ)

浜田市片庭町254 TEL 0855-29-5543 FAX 0855-29-5547

27 母子父子寡婦福祉資金(修学資金・修業資金・就職支度資金)

[貸付・無利子]

◎対象

- ・修学・修業を希望する場合で配偶者のない女性又は男性が現に扶養している児童
- ・父母のない児童
- ・寡婦が扶養している子(孫、曾孫等を含む)

◇申込方法：予約、随時

◎内容

①修学資金

○概要：修学に必要な授業料等の資金の貸付け

・対象学校：高校(特別支援学校高等部を含む)、高専、短大、大学、専修学校(高等課程・専門課程・一般課程)

・対象学年：全学年

○内容

・貸与限度額(月額)

		自宅通学	自宅外通学
高校 専修学校(高等課程)	国公立	27,000円	34,500円
	私立	45,000円	52,500円
高専 ※4・5年生は別途加算あり	国公立	31,500円	33,750円
	私立	48,000円	52,500円
短大 専修学校(専門課程)	国公立	67,500円	76,500円
	私立	79,500円	90,000円
大学	国公立	67,500円	76,500円
	私立	81,000円	96,000円
専修学校(一般課程)		48,000円	

※就学資金と就学支度資金は併用することができます。

○返済期間：20年以内(専修学校一般課程5年以内)

②修業資金

○概要：修業に必要な授業料等の資金の貸付

・対象学校：厚生労働大臣が定める施設又はそれ以外の施設で教育を受ける場合
(例:理容師、美容師、栄養士、調理師、理学療法士などの養成施設)

○内容

・貸与限度額(月額)：68,000円

・自動車運転免許取得：460,000円以内

(高校3年生で、就労先で免許必要の場合等に限定)

○返済期間：6年以内

③就職支度資金

○概要：就職に必要な衣服等の購入資金の貸付

○内容

・貸与限度額(一時金)

・就職に直接必要な被服、履物等の購入：100,000円

・通勤用自動車等の購入：230,000円

※就職が内定であれば申請可能。4月末日まで受付。

○返済期間：6年以内

◇連帯保証人について：連帯保証人は不要。ただし、父母のない児童に対して貸付する場合は必要。

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(青少年家庭課母子福祉グループ)

松江市殿町111番地 センチュリービル4階 TEL 0852-22-6688 FAX 0852-22-6045

◇島根県健康福祉部(地域福祉課石見スタッフ)

浜田市片庭町254 TEL 0855-29-5543 FAX 0855-29-5547

28 島根県立高等技術校授業料減免

[授業料減免等]

◎対象

経済的理由等によって授業料及び寄宿舎使用料の納付が困難な人

◇対象学校：島根県立高等技術校

◎内容

①授業料・入校料：全額免除

②寄宿舎使用料：半額免除

◇採用方法：定期(被災等の場合は随時)

◎お問い合わせ先

◇各高等技術校

○島根県立東部高等技術校

出雲市長浜町3057-11 TEL 0853-28-2733 FAX 0853-28-2736

○島根県立西部高等技術校

益田市高津四丁目7-10 TEL 0856-22-2450 FAX 0856-22-2451

29 技能者育成資金融資

[貸付・有利子]

◎概要

優れた技能者を育成するための一助として、公共職業能力開発施設の受講者に対し、成績と収入の状況を審査のうえ、授業料などに充てる資金を民間金融機関(労働金庫)を通じて融資する制度です。(有利子・年3% 固定金利)

◎対象

公共職業能力開発施設で行われる普通課程の普通職業訓練の受講者、専門課程又は応用課程の高度職業訓練の受講者で、借り入れ申し込みをする日において18歳以上であって、成績が優秀であり、父母等の所得が一定の要件を満たす人

※雇用保険の求職者給付又は訓練手当の支給を受ける人、職業訓練受講給付金の支給を受ける人は対象とならない

◎内容

◇融資上限額(1年あたり)

	自宅通校	自宅外通校
高等技術校の普通課程の普通職業訓練	260,000円	310,000円
職業能力開発短期大学の専門課程又は職業能力開発総合大学の応用課程の高度職業訓練	500,000円	590,000円

◇連帯保証人：1名

◇利率：年3パーセント(固定金利)

◇返済方法

訓練終了の翌々月から、元利均等方式の月賦(又は月賦と半年賦の併用)により返済

◇返済期間：最長10年間

◎お問い合わせ先

◇各高等技術校

○島根県立東部高等技術校

出雲市長浜町3057-11 TEL 0853-28-2733 FAX 0853-28-2736

○島根県立西部高等技術校

益田市高津四丁目7-10 TEL 0856-22-2450 FAX 0856-22-2451

◇ポリテクカレッジ島根(島根中国職業能力開発大学校)

江津市二宮町神主1964-7 TEL 0855-53-4567 FAX 0855-53-0805

30 島根県立農林大学校奨学金

[貸付・無利子]

◎対象

○将来島根県内において農業に従事し、又は県内の農村地域において指導的役割を担おうとする人で、人物並びに学業成績が優れ、かつ、健康であって経済的な事情により奨学金の貸与を希望する人

◎内容

◇貸与額：月額2万円(無利子)

◇連帯保証人：1名(独立して生計を営む人)

◇返還

①返還期間：卒業後、直ちに貸与期間に相当する期間内(2年間貸与を受けた場合には、卒業後2年以内)に返還する。

②方法：月賦、半年賦又は、年賦のうちいずれかによる均等返還(繰上返済も可能)

◇返還免除

卒業後、直ちに島根県内において農業に従事し、かつ、引き続き3年間県内において農業に従事したとき(無給で返還猶予対象の実務研修を受けた期間を含む)。

◎お問い合わせ先

◇島根県立農林大学校

大田市波根町970-1 TEL 0854-85-7011 FAX 0854-85-7113

31 島根県立農林大学校授業料等減免

[授業料減免等]

◎対象

○学業が優秀な人であって、かつ、経済的理由によって授業料の納付が困難な人。

◇対象学年：全学年

◎内容

①授業料減免額：全額又は半額免除

②寄宿舍使用料：半額又は4分の1免除

◇採用方法：定期(被災の場合は随時)

◇他資金との併用：可

◎お問い合わせ先

◇島根県立農林大学校

大田市波根町970-1 TEL 0854-85-7011 FAX 0854-85-7113

32 介護福祉士等修学資金

〔貸付・無利子〕

◎対象

介護福祉士・社会福祉士養成施設等(指定養成施設)に在学する人で、卒業後介護福祉士・社会福祉士として県内の社会福祉施設等(指定機関)で勤務する意志のある人

◎内容

◇募集人数：50名程度(一次募集30名・二次募集10名・三次募集10名)

※所得の低い方を優先に貸し付けます。

◇貸与期間：2年間

◇採用方法：予約採用、在学採用

◇修学資金

○貸付額：月額50,000円以内

○国家試験受験対策費用：年額40,000円以内(最大2年分)

※国家試験受験対策費用については介護福祉士のみ加算可能

○低所得世帯(生活保護世帯、またはそれに準ずる世帯)

上記月額に加え

・入学準備金200,000円以内

・就職準備金200,000円以内

・生活費加算あり

◇連帯保証人：1名

◇返還

卒業後1年以内に介護福祉士等の登録を行い、県内の指定施設等において福祉士の業務に一定期間従事した場合、全額免除。

※一定期間について:通常は5年間。過疎地域等は3年間。

◇他資金との併用

生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金との併用は不可。日本学生支援機構奨学金、島根県育英会奨学金、日本政策金融公庫の教育ローンは修学のためにやむを得ない場合は併用可。

◎お問い合わせ先

◇各養成施設

◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係

松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-32-5996 FAX 0852-21-0798

33 保育士修学資金

[貸付・無利子]

◎対象

指定保育士養成施設に在学し、将来島根県内の保育所等で保育士業務に従事しようとする人

◎内容

◇募集人数：一次募集40名・二次募集20名

◇貸付期間：2年間

◇採用方法：(一次募集)予約採用・(二次募集)在学採用

◇修学資金(無利子)

○貸付額：月額50,000円以内

○低所得世帯(生活保護世帯、またはそれに準ずる世帯)

上記月額に加え、

・入学準備金 200,000円以内

・就職準備金 200,000円以内

・生活費加算あり

◇連帯保証人：1名

◇返還免除

卒業後保育士登録し、県内の保育所等に一定期間勤務した場合、全額免除

※一定期間について：通常は5年間。過疎地域等は3年間。

◇他資金との併用

生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金との併用は不可。日本学生支援機構奨学金、島根県育英会奨学金、日本政策金融公庫の教育ローンと併用可。

◎お問い合わせ先

◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係

松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-32-5996 FAX 0852-21-0798

34 看護学生修学資金

[貸付・無利子]

◎対象

看護師養成施設(県外も含む)に在学する人で、卒業後看護職員として県内の医療施設等で所定の期間勤務する意志のある人(大学院については要項等参照のこと)

◎内容

◇貸与期間：正規修業年限内

◇貸与額(月額)

	国公立	民間立
准看護師養成施設	/	21,000円
保健師・助産師・看護師養成施設		36,000円

◇採用方法：在学採用

◇返還免除

養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、直ちに県内の医療機関等(指定機関)において引き続き5年間看護職員の業務に従事した場合。

◇返還：上記「返還免除」の要件を満たさなかったとき等

◇貸与人数：(新規)40名程度

※H28年度より過疎地域・離島枠(新規)20名。ただし、大学の修士課程は対象外。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇島根県健康福祉部(医療政策課看護職員確保グループ)

松江市殿町128番地 県庁東庁舎 TEL 0852-22-6277 FAX 0852-22-6040

35 島根県立松江高等看護学院・石見高等看護学院授業料等減免制度

[授業料減免等]

◎対象

◇要件：下記のいずれの条件も満たす人

①学費の支弁が困難である人

- ・生活保護被保護者
- ・市町村民税について非課税又は均等割額のみ納付している人
- ・市町村から就学援助を受けている人
- ・災害、風水害等により家屋等に基大な被害を受けた人で、基準を満たす人等

②学業が優秀である人

◇対象学年：全学年

◎内容

◇授業料及び学生寮使用料減免(※学生寮使用料については、石見高看のみ)

①授業料減免額：全額免除

②学生寮使用料(石見高等看護学院のみ)：半額免除

◇採用方法：定期(被災等の場合は随時)

◇他資金との併用：可

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

○島根県立石見高等看護学院

益田市昭和町20-15 TEL 0856-23-2615 FAX 0856-23-3462

○島根県立松江高等看護学院

松江市西嫁島2丁目2-23 TEL 0852-25-6253 FAX 0852-27-0261

◇島根県健康福祉部(医療政策課看護職員確保グループ)

松江市殿町128番地 県庁東庁舎 TEL 0852-22-6277 FAX 0852-22-6040

36 医学生地域医療奨学金

[貸付・無利子]

◎対象

医学の課程を履修する大学生又は大学院生で、将来県内のへき地医療機関等で医師の業務に従事する意志のある人

◎内容

◇貸与期間：修学期間

◇奨学金

○大学生：月額100,000円

○入学金相当額：282,000円

◇採用方法：予約採用、在学採用

◇返還免除

大学を卒業後、県内の指定医療機関に貸与期間と同期間勤務(2分の1の期間はへき地医療機関に勤務)した場合、返還免除となる

◇返還：上記「返還免除」の要件を満たさなかったとき等

◇他資金との併用：島根県の医学生向け奨学金の貸与を受けたことのある人は不可。

◇貸与人数

島根大学	地域枠推薦	10名
医学部	一般入試県内定着枠	7名
鳥取大学医学部	島根県枠	5名
全国大学枠		5名

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇島根県健康福祉部(医療政策課医師確保対策室)

松江市殿町111番地 センチュリービル6階 TEL 0852-22-6684 FAX 0852-22-6040

37 日本学生支援機構・第一種奨学金

[貸付・無利子]

◎対象

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)及び大学院で学ぶ人
特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学に困難がある人に貸与
※大学院についてはお問い合わせください。

◎内容

◇奨学金(月額)

	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	45,000	51,000	54,000	64,000
短大	45,000	51,000	53,000	60,000
専修学校(専門課程)				
高専4・5年	21,000	22,500	32,000	35,000
高専1～3年				

貸与月額30,000円も選択可能
貸与月額10,000円も選択可能

◇申込要件 : 別に定める貸与基準(学力・家計・人物・健康)を満たす。

◇採用方法 : 予約採用・在学採用・緊急採用

◇保証制度 : 申込時に以下の①②いずれかを選択

①機関保証 : 保証料を支払い、保証機関からの保証を受ける。(連帯保証人・保証人不要)

②人的保証 : 連帯保証人・保証人を選任。原則、連帯保証人は父母、保証人は4親等以内の親族で本人及び連帯保証人と別生計の人。

◇奨学金の返還について

日本学生支援機構の奨学金は返還の義務があります。詳しくはお問い合わせください。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇独立行政法人日本学生支援機構(奨学事業相談センター)

TEL 0570-03-7240<ナビダイヤル>

38 日本学生支援機構・第二種奨学金

〔貸付・有利子〕

◎対象

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)及び大学院で学ぶ人
優れた学生及び生徒で経済的理由により修学に困難がある人に貸与

※大学院についてはお問い合わせください。

◇申込要件：第一種奨学金に準ずる(第一種奨学金より緩やか)

◎内容

◇奨学金(月額)

30,000円、50,000円、80,000円、100,000円、120,000円から選択

(私大医・歯・薬・獣医学部は増額可)

◇採用方法：第一種奨学金と同様

◇保証制度：申込時に以下の①②いずれかを選択

①機関保証：保証料を支払い、保証機関からの保証を受ける。(連帯保証人・保証人不要)

②人的保証：連帯保証人・保証人を選任。原則、連帯保証人は父母、保証人は4親等以内の親族で本人及び連帯保証人と別生計の人。

◇利息

申込時に、貸与終了時に決定した利率が返還完了まで適用される「利率固定方式」と、返還期間中おおむね5年毎に見直しされる「利率見直し方式」のいずれかを選択。

◇奨学金の返還について

日本学生支援機構の奨学金は返還の義務があります。詳しくはお問い合わせください。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇独立行政法人日本学生支援機構(奨学事業相談センター)

TEL 0570-03-7240<ナビダイヤル>

39 日本学生支援機構・入学時特別増額貸与奨学金

〔貸付・有利子〕

◎概要

第一種奨学金または第二種奨学金に加えて、入学した月の分の奨学金の月額に一時金として増額して貸与する利息付の奨学金。

◎対象

日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込んだけれども利用できなかった世帯の学生・生徒。

◎内容

◇貸与額：初回基本月額に増額

100,000円、200,000円、300,000円、400,000円、500,000円（有利子）

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇独立行政法人日本学生支援機構(奨学事業相談センター)

TEL 0570-03-7240<ナビダイヤル>

※大学院については日本学生支援機構HP等を参照のこと

40 島根県育英会奨学金

[貸付・無利子]

◎対象

島根県出身の優秀な学生等で経済的な理由により修学が困難な人

◇対象学校

○高専(4年生以上)

○短大(除く:通信制)

○大学(除く:通信制、別科)

○専修学校<専門課程>(除く:外国大学の日本分校)

※応募には一定の条件があります。

◇対象学年：全学年

◎内容

◇奨学金(月額)

30,000円、40,000円、50,000円、60,000円、70,000円のうちのいずれかを選択

◇採用方法：予約採用

◇連帯保証人：2名

○第一連帯保証人：1名(本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者)

○第二連帯保証人：1名(決定された年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立の生計を営む身元確実な成年者)

◇返済期間

貸与期間が終了した月の翌月から起算して6月を経過した月から奨学金の貸与を受けた月数の3倍に相当する期間内

◇他資金との併用：原則として、日本学生支援機構奨学金との併用不可

◇返還免除：一部規定あり

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇公益財団法人島根県育英会

松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階 TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089

41 島根県育英会就学資金

[貸付・有利子]

◎対象

島根県出身者で、大学・短大・大学院・高専(4年生)・専修学校(専門課程)に入学(転・編入学)しようとする人で、人物・学業成績が優秀で、学資の支弁が困難と認められる人

※一部応募に制限がある場合があります。

◎内容

◇就学資金の貸与：50万円又は100万円(有利子)

◇採用方法：予約採用

◇連帯保証人：2名

○第一連帯保証人：1名(本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者)

○第二連帯保証人：1名(決定された年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立の生計を営む身元確実なもの)

◇返済期間

大学等卒業の翌月から10年間(120月)で返済(100万円の場合、毎月1万円の120回)

◇返還免除：一部規定あり

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇公益財団法人島根県育英会

松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階 TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089

【 お住まいの市町村の福祉事務所 】

松江市福祉事務所	松江市末次町86	0852-55-5305
浜田市福祉事務所	浜田市殿町1	0855-25-9301
出雲市福祉事務所	出雲市今市町70	0853-21-6691
益田市福祉事務所	益田市常盤町1-1	0856-31-0242
大田市福祉事務所	大田市大田町大田口1111	0854-82-1600(代)
安来市福祉事務所	安来市広瀬町広瀬703	0854-23-3210
江津市福祉事務所	江津市江津町1525	0855-52-2501(代)
雲南市福祉事務所	雲南市木次町木次1013-1	0854-40-1041
奥出雲町福祉事務所	仁多郡奥出雲町三成358-1	0854-54-2541
飯南町福祉事務所	飯石郡飯南町頓原2064	0854-72-1773
川本町福祉事務所	邑智郡川本町大字川本545-1	0855-72-0633
美郷町福祉事務所	邑智郡美郷町粕淵168	0855-75-1931
邑南町福祉事務所	邑智郡邑南町矢上6000	0855-95-1236
津和野町福祉事務所	鹿足郡津和野町後田64-6	0856-72-0673
吉賀町福祉事務所	鹿足郡吉賀町六日市750	0856-77-1165
海士町福祉事務所	隠岐郡海士町大字海士1490	08514-2-1823
西ノ島町福祉事務所	隠岐郡西ノ島町大字浦郷534	08514-6-0104
知夫村福祉事務所	隠岐郡知夫村1065	08514-8-2211
隠岐の島町福祉事務所	隠岐郡隠岐の島町城北町1	08512-2-8561